

公示番号：180302

国名：イラン

担当部署：地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第二チーム

案件名：アンザリ湿原管理プロジェクトフェーズ2 終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年11月上旬から2019年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年10月10日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	イラン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

イラン北部カスピ海沿岸のギラン州(人口約 240 万人、2011 年時点)に位置するアンザリ湿原(約 193k m²)は、貴重な渡り鳥の飛来地として国際的に知られており、1975 年にはラムサール条約登録湿地として認定された。しかし、人為的影響により環境悪化が進行したため、イランの要請を受けて JICA は、開発調査型技術協力「アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査」(2003-2005)を実施し、湿原保全のための総合的なマスタープラン(以下、「M/P」)を作成した。M/P では、①湿原生態管理計画、②環境教育計画、③組織制度計画、④流域管理計画、⑤下水排水管理計画、⑥廃棄物管理計画の 6 つのサブプランが提言された。引き続き、JICA は、技術協力プロジェクト「アンザリ湿原環境管理プロジェクト」(2007-2012)(以下、「フェーズ I」)を実施し、M/P の提言のうち、主に①～③に該当する活動を実施し、アンザリ湿原管理委員会¹(以下、「AWMC」)の設立、水質モニタリング手法の確立、ゾーニング計画の策定、環境教育・エコツーリズムに係るアクションプラン作成を行った。

しかしながら、浸出水、土砂流出、下水排水対策等、湿原環境の改善に必要な課題は未だ多く、数多くの実施機関²の連携が必要な湿原保全のためには体制も対策もまだ不十分であったため、湿原の環境悪化は進行した。そのため M/P で提言された流域管理、下水・排水管理、廃棄物管理にも対処すべく、フェーズ I の成果の強化も含めた総合湿原管理の確立が要請された。

これを受け、イラン国ギラン州において AWMC の機能強化、合同パイロット事業³の実施により、

¹ アンザリ湿原内における様々な活動は異なる多くの関係機関が存在するが、全ての利害関係者に便益をもたらし、その結果として総合的な管理アプローチをもたらすための調整機関としてフェーズ I 活動中に設立。2011 年 10 月 29 日にアンザリ湿原管理委員会に関するギラン州の州法が承認された。なお、メンバーについては、議長はギラン州知事、関係機関の代表者等で構成されている。

² 湿原生態管理：環境庁(DOE)、農業開発推進省(MOJA)等

流域管理：MOJA、森林牧草地流域管理機構(FRWO)、州自然資源局(NRWGO)等

下水・排水管理：DOE、エネルギー省(MOE)、ギラン州上下水道公社(GWWC)、地方上下水道公社(RWWC)等

廃棄物管理：内務省(MOE)、地方自治体等

環境教育：教育省、地元 NGO 等

エコツーリズム：ギラン州文化・遺産・手工芸・観光局(GCHHTO)等

その他：港湾海洋事務所(PMO)等

³ 本プロジェクトの成果²にあたる活動。関係機関の湿原管理計画であるアクションプランを策定し、そのアクションプランの中から日本側、イラン側と共同(コスト負担等)で実施する

アンザリ湿原の総合的管理の確立を図り、もって AWMC のもと、アンザリ湿原の総合的管理システムが、イランおよびカスピ海周辺諸国における保護モデルとして認知されることを目的とし、2013年4月より2019年5月までの5年間の予定で本プロジェクトが実施されている。

今回実施する終了時評価調査は、2019年5月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2018年11月上旬～11月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②最新の PDM⁴に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他イラン側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2018年11月中旬～12月上旬）

- ①JICA イラン事務所所員等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。その際、イラン側 C/P とも協議して、評価グリッドの最終版を作成する。
- ③事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、評価グリッドに基づいてプロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データを収集、整理する。また、その際の議事録を作成する（日・英いずれか）。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績に対する貢献・阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びイラ

合同パイロット事業を選定し、実施する。

⁴ 2016年5月に実施した中間レビューの結果、PDM が修正された、

ン側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。

- ⑥調査結果や他団員及びイラン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、協力残余期間の計画を見直すとの提言がなされた場合は、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。

（3）帰国後整理期間（2018 年 12 月上旬～2019 年 1 月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当業務のドラフトを作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

評価報告書（英文）、担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）、評価調査結果要約表（案）（和文・英文）、議事録一式を参考資料として添付して、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒テヘラン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年11月15日～2018年12月5日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAイラン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のと

おりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし（必要に応じて手配）

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の会議室もしくは執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部 森林自然環境グループ自然環境第二チーム（TEL:03-5226-9537）にて配布します。

- ・ 中間レビュー調査報告書
- ・ PDM（最新版）とP0（最新版）

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ イラン国 アンザリ湿原環境管理プロジェクト 終了時評価調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014839.html>)
- ・ イラン国 アンザリ湿原環境管理プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014840.html>)
- ・ イラン国 アンザリ湿原環境管理プロジェクトフェーズ2 事業事前評価表
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1300245_1_s.pdf)

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②イラン渡航に係る留意点
機構業務でイランに渡航する場合、公用旅券による渡航が義務付けられています。また、原則として、業務履行期間外の公用旅券の発行申請手続きはできません。従って、業務従事者は公用旅券の発行手続きおよび、米国経由の渡航の場合、公用旅券による米国通過のためのビザ取得の所要日数を勘案した上で、業務計画を検討する必要があります。なお、公用旅券を所持していればイランビザの発給は不要です。また、イランでは先方政府に対して入国の1か月以上前に英文CV及び簡易スケジュール（面談先含む）を、また入国の2週間前までに公用旅券番号をそれぞれ提出する必要があります。
- ③現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAイラン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上